

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長殿

**【提出日】** 2026年4月22日提出

**【発行者名】** TORANOTEC投信投資顧問株式会社

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 バロック・ステファン・ジャスティン

**【本店の所在の場所】** 東京都港区虎ノ門四丁目3番1号  
城山トラストタワー36階

**【事務連絡者氏名】** 佐藤 心吾

**【電話番号】** 03 - 6432 - 0782

**【届出の対象とした募集（売出）内国  
投資信託受益証券に係るファンドの  
名称】** TORANOTECアクティブジャパン

**【届出の対象とした募集（売出）内国  
投資信託受益証券の金額】** 5,000億円を上限とします。

**【縦覧に供する場所】** 該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日付で、半期報告書を提出しましたので、2025年10月14日付をもって提出した有価証券届出書（2026年1月28日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を更新するため、また、記載事項のうち、訂正すべき事項がありますので、関係事項を下記のとおり訂正を行うものであります。

## 2【訂正の内容】

原届出書の記載事項のうち<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_\_\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

(略)

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型		その他資産 ( )
	内 外	資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 式	年1回	グローバル		
一 般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券			ファミリーファン ド	あり ( )
一般	年6回 (隔月)	欧州		
公債		アジア		
社債		オセアニア		
その他債券	年12回 (毎月)	中南米		
クレジット属性 ( )	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	その他 ( )	中近東 (中東)		
その他資産 (投資信託証券(株 式 一般))		エマージング		
資産複合 ( )				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

\*当ファンドの該当する商品分類および属性区分は上記の表中に網掛け表示しております。

\*\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### < 商品分類表定義 >

##### [ 単位型投信・追加型投信の区分 ]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### [ 投資対象地域による区分 ]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [ 投資対象資産(収益の源泉)による区分 ]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [ 独立した区分 ]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRP(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRPをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

##### [ 補足分類 ]

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### < 属性区分表定義 >

##### [ 投資対象資産による属性区分 ]

###### 株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### 債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[ 決算頻度による属性区分 ]

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[ 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) ]

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[ 投資形態による属性区分 ]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[ 為替ヘッジによる属性区分 ]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[ インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 ]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[ 特殊型 ]

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型 / 絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。上記商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧いただけます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》<https://www.toushin.or.jp/>

(略)

< 訂正後 >

(略)

ファンドの基本的性格

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式 債 券
	海 外	不動産投信
追 加 型	内 外	その他資産 ( )
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア	ファミリーファン ド	あり ( )
不動産投信 その他資産 (投資信託証券(株 式 一般))	日々 その他 ( )	中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

\*当ファンドの該当する商品分類および属性区分は上記の表中に網掛け表示しております。

\*\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### < 商品分類表定義 >

##### [ 単位型投信・追加型投信の区分 ]

- (1)単位型投信...当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われぬファンドをいう。
- (2)追加型投信...一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### [ 投資対象地域による区分 ]

- (1)国内...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外...目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [ 投資対象資産(収益の源泉)による区分 ]

- (1)株式...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### [ 独立した区分 ]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)...「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3)ETF...投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

## 〔 補足分類 〕

- (1)インデックス型...目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型...目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

## ＜ 属性区分表定義 ＞

## 〔 投資対象資産による属性区分 〕

## 株式

- (1)一般...次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株...目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株...目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

## 債券

- (1)一般...次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債...目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債...目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券...目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信...これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産...組入れている資産を記載するものとする。

資産複合...以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型...目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

## 〔 決算頻度による属性区分 〕

- (1)年1回...目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回...目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回...目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)...目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)...目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々...目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他...上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

## 〔 投資対象地域による属性区分(重複使用可能) 〕

- (1)グローバル...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- (3)北米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング...目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

#### [ 投資形態による属性区分 ]

- (1)ファミリーファンド...目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

#### [ 為替ヘッジによる属性区分 ]

- (1)為替ヘッジあり...目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし...目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

#### [ インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分 ]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数...前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

#### [ 特殊型 ]

- (1)ブル・ベア型...目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型...目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型/絶対収益追求型...目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型...目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。上記商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページでもご覧いただけます。

《一般社団法人資産運用業協会インターネットホームページアドレス》<https://www.imaj.or.jp/>

(略)

## (3) 【ファンドの仕組み】

## &lt; 訂正前 &gt;

(略)

委託会社の概況（2025年7月31日現在）

・ 資本金の額

資本金の額

1億円

(略)

## &lt; 訂正後 &gt;

(略)

委託会社の概況（2026年1月30日現在）

・ 資本金の額

資本金の額

1億円

(略)

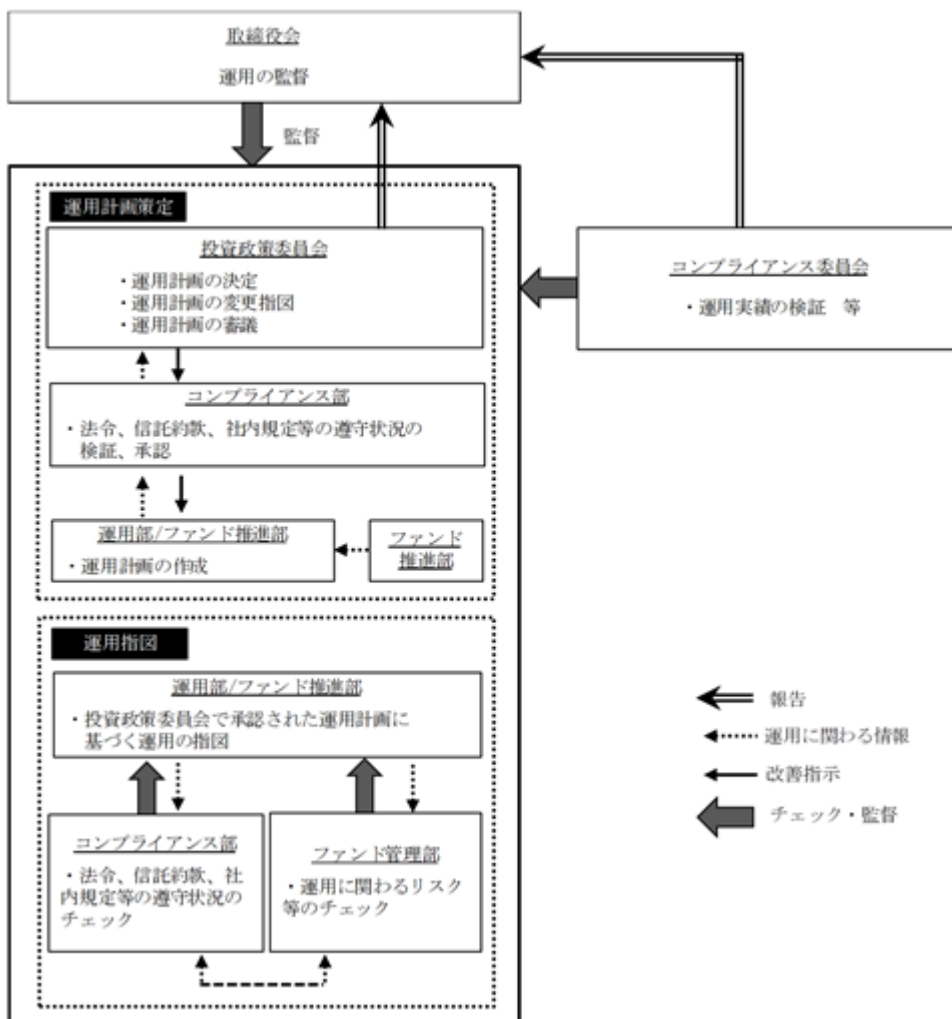
## 2 【投資方針】

## (3) 【運用体制】

## &lt; 更新後 &gt;

当ファンドの運用体制

当ファンドの運用は、委託会社によって行われ、委託会社の運用体制は以下の通りです。



運用体制は2026年1月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

## 運用の流れ

## 〔1〕 運用計画策定

## a. 投資銘柄の決定

委託者の定める投資適格の基準を満たした銘柄を前提とし、わが国の株式（東京証券取引所プライム市場、東京証券取引所スタンダード市場、東京証券取引所グロース市場および、名古屋証券取引所ネクスト市場並びに、地方証券取引所に上場している小型株、中型株等）の中から、中小型株の投資魅力である企業の成長性を中心に、割安、変化する企業に着眼し、個別企業のファンダメンタルズなどをもとに株価水準や株式のバリュエーション、流動性などを勘案して投資候補銘柄を選定します。投資候補銘柄の中から、さらに、運用担当者等の個別企業リサーチによる情報収集、分析、評価を経て、株価水準、業種配分、時価総額等を考慮の上、投資銘柄を決定します。

#### b. 運用計画の決定プロセス

運用会議において、運用担当者は市場環境について討議を行い、ファンド推進部による報告を含めた様々な情報を得ます。運用会議を経て、運用計画は、運用担当者が起案し、コンプライアンス部へ提出します。コンプライアンス部は、法令規制および信託約款ならびに社内規程等への適合性を検証します。運用計画の内容について法令諸規則等への適合性が確認できない場合は、委託会社の運用担当者に対して当該運用計画を差戻し、変更指図します。変更指図を受けた運用担当者は、運用方針、法令、信託約款等を確認し、再度運用計画を起案し、コンプライアンス部に提出します。運用部またはファンド推進部は、コンプライアンス部の確認がなされた運用計画を、投資政策委員会に提出します。取締役会の監督の下、投資政策委員会において運用計画を審議、承認のうえ運用が執行されます。運用の執行においては、法令、信託約款、社内規程等の遵守状況について、ファンド管理部、コンプライアンス部がチェックを行います。

#### 〔2〕 運用指図

投資政策委員会で審議された運用計画をもとに、運用担当者が売買を指図します。

#### 〔3〕 リスク管理および運用成果のチェック

委託会社の運用に関わるリスクおよび法令遵守の状況を委託会社のファンド管理部が日々チェックしており、コンプライアンス部、および運用担当者に報告しています。また、運用成果のチェックは投資政策委員会が定期的に行います。

#### 運用体制に関する社内規則

運用に関する社内規則として「投資運用規程」があり、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図っています。

### （５）【投資制限】

#### < 訂正前 >

##### 株式への投資割合

株式への実質投資割合には制限を設けません。

##### 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

##### 投資信託証券への投資割合

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。

##### 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- 〔1〕委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「（２）投資対象 有価証券および指図範囲等〔2〕 a. からd.」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 〔2〕委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
- a. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「（2）投資対象 有価証券および指図範囲等〔2〕a.からd.」に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「（2）投資対象 有価証券および指図範囲等〔2〕a.からd.」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- 〔1〕委託者は、価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。
- 〔2〕スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 〔3〕スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 〔4〕スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 〔5〕委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### 同一銘柄の株式への投資割合

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

#### 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

#### 同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

#### 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行ないません。

#### 投資する株式等の範囲

- 〔1〕委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 〔2〕前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### 信用取引の指図範囲

- 〔1〕委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。

〔2〕前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

- a. 信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
- b. 株式分割により取得する株券
- c. 有償増資により取得する株券
- d. 売出しにより取得する株券
- e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
- f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

有価証券の貸付けの指図および範囲

〔1〕委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

- a. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
- b. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

〔2〕前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

〔3〕委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。  
公社債の借入れ

〔1〕委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

〔2〕前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

〔3〕信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

〔4〕第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

〔1〕委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

〔2〕前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- a. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- b. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- c. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

〔3〕一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

〔4〕再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

〔5〕借入金の利息は信託財産中から支弁します。

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

同一の法人の発行する株式について、次のa.の数がb.の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数

b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引の利用目的

デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保全する目的以外には利用しません。

## < 訂正後 >

株式への投資割合

株式への実質投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。

投資信託証券への投資割合

投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以下とします。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

〔1〕委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。（以下同じ。）

- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「（2）投資対象 有価証券および指図範囲等〔2〕a. からd.」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

〔2〕委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに「（2）投資対象 有価証券および指図範囲等〔2〕a. からd.」に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに「（2）投資対象 有価証券および指図範囲等〔2〕a. からd.」に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

〔1〕委託者は、価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

〔2〕スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

- 〔3〕スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 〔4〕スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 〔5〕委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### 同一銘柄の株式への投資割合

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

#### 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

#### 同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

#### 外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行ないません。

#### 投資する株式等の範囲

- 〔1〕委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- 〔2〕前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### 信用取引の指図範囲

- 〔1〕委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。
- 〔2〕前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
- 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
  - 株式分割により取得する株券
  - 有償増資により取得する株券
  - 売出しにより取得する株券
  - 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
  - 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

#### 有価証券の貸付けの指図および範囲

- 〔1〕委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
- 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

〔2〕前項に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は遅滞なく、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

〔3〕委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。  
公社債の借入れ

〔1〕委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

〔2〕前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

〔3〕信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

〔4〕第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

〔1〕委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

〔2〕前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- a. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
- b. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
- c. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

〔3〕一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

〔4〕再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

〔5〕借入金の利息は信託財産中から支弁します。

同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

同一の法人の発行する株式について、次のa.の数がb.の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a. 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人資産運用業協会の規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引の利用目的

デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保全する目的以外には利用しません。

### 3【投資リスク】

#### <更新後>

##### (1) ファンドのもつリスク

当ファンドは、株式や公社債など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、当ファンドは、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。

##### 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場が国内外の政治、経済、社会情勢の変化等の影響を受け下落するリスクをいいます。当ファンドは、株式に投資し、株式の実質組入比率を原則として高位に保ちますので、株式市場の動きにより、当ファンドの基準価額は変動します。一般には、株式市場が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、当ファンドが投資する株式の発行企業が、業績悪化、経営不振あるいは倒産等に陥った場合には、その企業の株式の価値が大きく減少すること、もしくは無くなることもあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

##### 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により債券価格が変動するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、債券価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

また、金利水準の大きな変動は、株式市場に影響を及ぼす場合があり、債券市場のほかに株式市場を通じても当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。

##### 信用リスク

信用リスクとは、当ファンドが投資する公社債および短期金融商品の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に債務不履行が発生した場合、または予想される場合には、公社債および短期金融商品の価格は下落します。また、発行体の格付けの変更に伴い価格が下落するリスクもあります。さらに、当該発行体が企業の場合には、その企業の株価が下落する要因となります。これらの影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

##### 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券等を売買しようとする場合、需要または供給がないために、有価証券等を希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができないリスクをいいます。当ファンドが売買しようとする有価証券等の市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、希望する売買が希望する価格でできない可能性があります。特に流動性の低い有価証券等を売却する場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

##### 投資信託に関する一般的なリスク

- 〔1〕 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。
- 〔2〕 信託財産の状況によっては、目指す運用が行なわれないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託者が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- 〔3〕 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- 〔4〕 証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながる可能性があります。

##### 運用体制の変更ならびに運用責任者の交代に関するリスク

ファンドの運用体制は、今後、変更される場合もあります。

また、ファンドは長期にわたり運用を行うために、信託期間の途中において運用責任者が交代される場合があります。

この場合においてもファンドの運用方針が変更されることはありませんが、運用責任者の交代等に伴い、組入銘柄の入替等が行われる場合があります。

なお、運用責任者の交代があった場合には、運用を中止し、償還する可能性があります。

#### 《その他の留意点》

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行う場合があります。従って、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

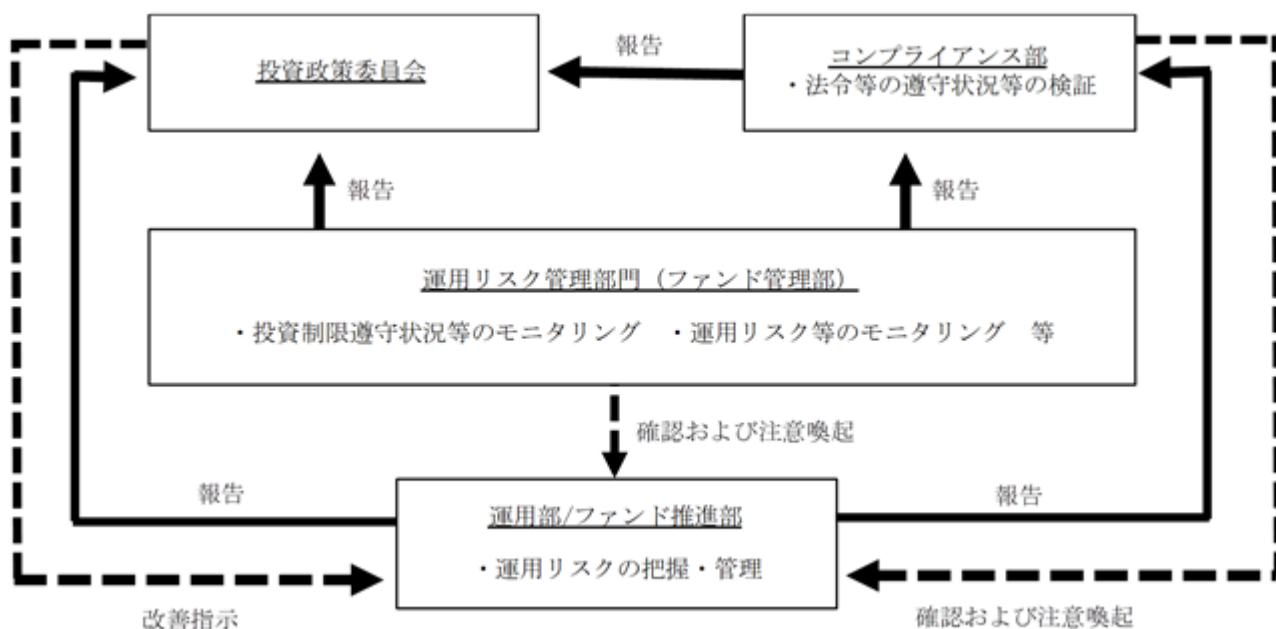
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

#### 《リスク管理体制》

##### 運用上のリスク管理



委託会社では、取締役会が決定した運用リスク管理に関する基本方針に基づき、運用部またはファンド推進部、ファンド管理部およびコンプライアンス部並びに投資政策委員会等が直接的または間接的に運用状況のモニタリングを通じて運用リスクの管理を行います。

- 〔1〕委託会社のファンド管理部にて、運用リスク管理を行い、定期的に運用リスク状況を投資政策委員会に報告します。
- 〔2〕委託会社のファンド管理部は、運用リスク等のモニタリングを行い、その結果をコンプライアンス部、および運用担当者に報告します。ファンド管理部は、状況に応じて運用部またはファンド推進部に内容の確認を行います。確認の結果、当ファンドの商品性に合致しないリスクが存在すると認められた場合は、運用部またはファンド推進部に対し注意喚起を行い、委託会社の投資政策委員会において報告を行います。
- 〔3〕〔2〕による投資政策委員会への報告が行われた場合、投資政策委員会は、速やかに対応策を決定し、改善指示を行います。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そしてコンプライアンス委員会において、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

上記リスク管理体制は2026年1月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

## ご参考情報

ファンドの年間騰落率および  
分配金再投資基準価額の推移

- \*分配を行っていないため、分配金再投資基準価額は表示していません。
- \*グラフ右上の期間の5年間の基準価額の推移を表示したものです。
- \*年間騰落率は上記期間の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの  
騰落率の比較

- \*2021年2月～2026年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てがファンドの投資対象とは限りません。

出所: Bloomberg のデータを基に TORANOTEC 投信投資顧問作成

## 各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) (以下「配当込みTOPIX」といいます。)とは、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。 配当込みTOPIXの指数値及び配当込みTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、配当込みTOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はJPXに帰属します。株式会社JPX総研は、配当込みTOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、配当込みTOPIXの算出、公表方法の変更、公表の停止または配当込みTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックス (円ベース) ダウ・ジョーンズ先進国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指数で、世界の先進国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。
新興国株	ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックス (円ベース) ダウ・ジョーンズ新興国市場インデックスとは、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスが開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスに帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債 NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社 (以下、「NFRC」といいます。)が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債の他、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI国債はNFRCの知的財産であり、ファンドの運用成果に関し、NFRCは一切関係ありません。同指数の知的財産権とその他一切の権利はNFRCに帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) FTSE世界国債インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	FTSE新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックス (円ベース) FTSE新興国市場米ドル建てソブリン債券インデックスとは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

## 4【手数料等及び税金】

### (5)【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

#### 【収益分配金に関する課税】

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金に対して20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

#### 【解約（換金）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税】

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行われます。

#### 《譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について》

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能となります。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の投資家に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税額から控除できます。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

	税率（所得税のみ）
2037年12月31日まで	15.315%
2038年1月1日以降	15%

（2037年12月31日までの間は、復興特別所得税の税率が含まれます。）

換金（解約）時および償還時の課税について

#### 【個人の投資家の場合】

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得額（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

#### 【法人の投資家の場合】

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、販売会社の買取りによるご換金の場合は、税金の取扱いが異なる場合があります。買取りによるご換金については、詳しくは販売会社にお問合わせください。

#### 個別元本について

- 〔1〕追加型株式投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- 〔2〕受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社にお問合わせください。（「元本払戻金（特別分配金）」については、「収益分配金の課税について」をご参照下さい。）

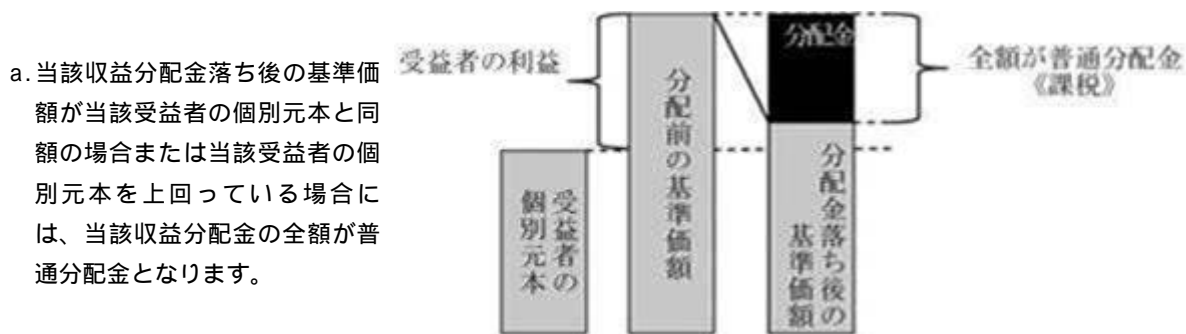
#### 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払い戻しに相当する部分）の区分があります。

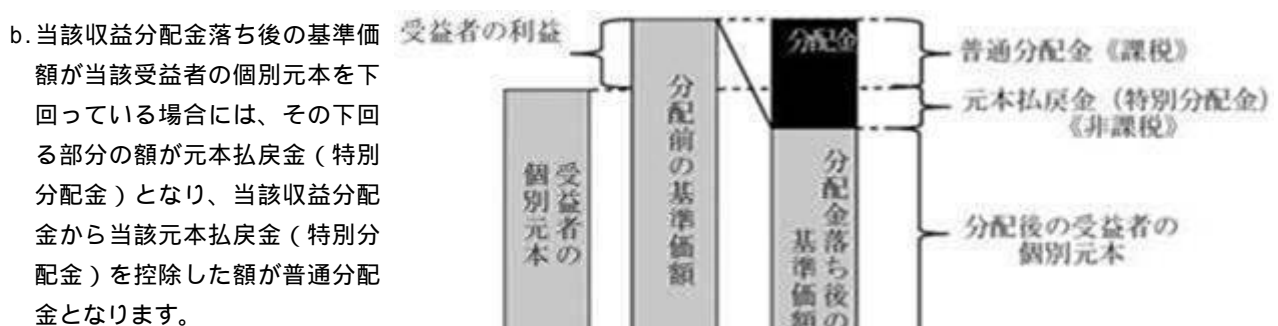
なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<イメージ図>

(a.の場合)



(b.の場合)



2026年1月末日現在のものですので、税法が改正された場合等は、上記（5）課税上の取扱いの内容が変更される場合があります。

（5）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

（参考情報）ファンドの総経費率

総経費率（ + ）	運用管理費等の比率	その他費用の比率
0.98%	0.87%	0.11%

対象期間は2024年7月23日～2025年7月22日です。

対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1万口当り)を乗じた数で除した値(年率)です。

詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5【運用状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

## (1)【投資状況】

2026年1月30日

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	402,934,100	87.71
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		56,446,482	12.29
合計(純資産総額)		459,380,582	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ. 評価額上位銘柄明細

2026年1月30日

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ノリタケ	ガラス・ 土石製品	3,100	4,346.24	13,473,349	6,140.00	19,034,000	4.14
2	日本	株式	サンフロンティア不動産	不動産業	6,800	2,072.48	14,092,925	2,447.00	16,639,600	3.62
3	日本	株式	スカパーJ S A Tホールディングス	情報・通 信業	6,700	1,433.25	9,602,821	2,231.00	14,947,700	3.25
4	日本	株式	共和レザー	化学	12,500	814.13	10,176,626	1,089.00	13,612,500	2.96
5	日本	株式	MORESCO	石油・石 炭製品	7,000	1,264.26	8,849,820	1,892.00	13,244,000	2.88
6	日本	株式	クイック	サービス 業	15,000	760.10	11,401,595	869.00	13,035,000	2.84
7	日本	株式	東京エネシス	建設業	7,000	1,569.34	10,985,383	1,832.00	12,824,000	2.79
8	日本	株式	コア商事ホールディングス	卸売業	15,000	703.17	10,547,581	838.00	12,570,000	2.74
9	日本	株式	わらべや日洋ホールディングス	食料品	3,500	2,650.39	9,276,381	3,440.00	12,040,000	2.62
10	日本	株式	藤倉コンポジット	ゴム製品	5,000	1,527.00	7,635,000	2,267.00	11,335,000	2.47
11	日本	株式	大阪ソーダ	化学	5,000	1,829.76	9,148,803	2,244.00	11,220,000	2.44
12	日本	株式	ユタカ技研	輸送用機 器	3,300	2,572.16	8,488,149	3,290.00	10,857,000	2.36
13	日本	株式	シモジマ	卸売業	7,500	1,254.28	9,407,118	1,384.00	10,380,000	2.26
14	日本	株式	システムサポートホールディングス	情報・通 信業	7,400	1,284.73	9,507,020	1,396.00	10,330,400	2.25
15	日本	株式	ハードオフコーポレーション	小売業	4,800	1,741.32	8,358,338	2,032.00	9,753,600	2.12
16	日本	株式	N I T T O K U	機械	4,000	1,989.27	7,957,108	2,343.00	9,372,000	2.04
17	日本	株式	マルハニチロ	水産・農 林業	6,600	1,064.48	7,025,577	1,388.50	9,164,100	1.99

18	日本	株式	カナミックネットワーク	情報・通信業	17,000	438.10	7,447,802	493.00	8,381,000	1.82
19	日本	株式	旭ダイヤモンド工業	機械	9,000	769.86	6,928,828	905.00	8,145,000	1.77
20	日本	株式	エターナルホスピタリティグループ	小売業	2,100	2,945.91	6,186,418	3,530.00	7,413,000	1.61
21	日本	株式	ニッポン高度紙工業	パルプ・紙	2,200	1,852.69	4,075,924	3,365.00	7,403,000	1.61
22	日本	株式	アルゴグラフィックス	情報・通信業	5,000	1,238.26	6,191,304	1,439.00	7,195,000	1.57
23	日本	株式	日本アクア	建設業	8,000	880.90	7,047,222	884.00	7,072,000	1.54
24	日本	株式	クリナップ	その他製品	8,000	731.37	5,850,961	874.00	6,992,000	1.52
25	日本	株式	中央自動車工業	卸売業	3,300	1,881.22	6,208,049	2,090.00	6,897,000	1.50
26	日本	株式	松風	精密機器	3,600	1,941.68	6,990,067	1,838.00	6,616,800	1.44
27	日本	株式	デリカフーズホールディングス	卸売業	7,400	831.18	6,150,751	888.00	6,571,200	1.43
28	日本	株式	大栄環境	サービス業	1,600	2,958.00	4,732,800	4,075.00	6,520,000	1.42
29	日本	株式	古野電気	電気機器	900	4,240.00	3,816,000	7,130.00	6,417,000	1.40
30	日本	株式	愛知製鋼	鉄鋼	2,000	2,089.00	4,178,000	3,080.00	6,160,000	1.34

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### ロ.種類別及び業種別の投資比率

2026年1月30日

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
----	---------	----	-------------

株式	国内	水産・農林業	1.99
		鉱業	1.29
		建設業	4.33
		食料品	2.62
		パルプ・紙	1.61
		化学	9.65
		石油・石炭製品	2.88
		ゴム製品	2.47
		ガラス・土石製品	4.60
		鉄鋼	1.34
		非鉄金属	1.00
		金属製品	2.22
		機械	5.09
		電気機器	3.16
		輸送用機器	2.36
		精密機器	1.44
		その他製品	4.57
		情報・通信業	9.94
		卸売業	7.93
		小売業	7.10
不動産業	4.61		
サービス業	5.49		
合計		87.71	

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

2026年1月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末 (2018年 7月20日)	275,159,749	275,159,749	1.2458	1.2458
第2計算期間末 (2019年 7月22日)	207,889,846	207,889,846	1.2383	1.2383
第3計算期間末 (2020年 7月20日)	213,199,920	213,199,920	1.3386	1.3386

第4計算期間末	(2021年 7月20日)	119,398,402	119,398,402	1.4994	1.4994
第5計算期間末	(2022年 7月20日)	100,372,943	100,372,943	1.4266	1.4266
第6計算期間末	(2023年 7月20日)	127,953,107	127,953,107	1.8356	1.8356
第7計算期間末	(2024年 7月22日)	242,876,501	242,876,501	2.2862	2.2862
第8計算期間末	(2025年 7月22日)	293,606,777	293,606,777	2.5310	2.5310
	2025年 1月末日	217,047,170		2.3308	
	2月末日	234,626,536		2.2821	
	3月末日	243,029,092		2.3447	
	4月末日	253,736,955		2.3529	
	5月末日	287,667,914		2.4283	
	6月末日	296,867,834		2.4777	
	7月末日	287,106,995		2.6188	
	8月末日	359,818,343		2.7493	
	9月末日	371,940,033		2.8083	
	10月末日	404,829,621		2.8471	
	11月末日	427,210,954		3.0002	
	12月末日	457,611,164		3.0590	
	2026年 1月末日	459,380,582		3.1169	

## 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2017年 9月29日～2018年 7月20日	0.0000
第2計算期間末	2018年 7月21日～2019年 7月22日	0.0000
第3計算期間末	2019年 7月23日～2020年 7月20日	0.0000
第4計算期間末	2020年 7月21日～2021年 7月20日	0.0000
第5計算期間末	2021年 7月21日～2022年 7月20日	0.0000
第6計算期間末	2022年 7月21日～2023年 7月20日	0.0000
第7計算期間末	2023年 7月21日～2024年 7月22日	0.0000
第8計算期間末	2024年 7月23日～2025年 7月22日	0.0000

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2017年 9月29日～2018年 7月20日	24.6
第2計算期間末	2018年 7月21日～2019年 7月22日	0.6
第3計算期間末	2019年 7月23日～2020年 7月20日	8.1
第4計算期間末	2020年 7月21日～2021年 7月20日	12.0
第5計算期間末	2021年 7月21日～2022年 7月20日	4.9
第6計算期間末	2022年 7月21日～2023年 7月20日	28.7
第7計算期間末	2023年 7月21日～2024年 7月22日	24.5
第8計算期間末	2024年 7月23日～2025年 7月22日	10.7
第9中間計算期間末	2025年 7月23日～2026年 1月22日	25.8

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2017年 9月29日～2018年 7月20日	762,742,734	541,874,365	220,868,369
第2計算期間末	2018年 7月21日～2019年 7月22日	258,857,684	311,841,998	167,884,055
第3計算期間末	2019年 7月23日～2020年 7月20日	354,607,560	363,215,577	159,276,038
第4計算期間末	2020年 7月21日～2021年 7月20日	110,003,661	189,650,422	79,629,277
第5計算期間末	2021年 7月21日～2022年 7月20日	29,043,296	38,313,412	70,359,161
第6計算期間末	2022年 7月21日～2023年 7月20日	48,623,440	49,275,144	69,707,457
第7計算期間末	2023年 7月21日～2024年 7月22日	226,436,474	189,909,175	106,234,756
第8計算期間末	2024年 7月23日～2025年 7月22日	286,814,280	277,045,629	116,003,407
第9中間計算期間末	2025年 7月23日～2026年 1月22日	271,192,179	241,086,533	146,109,053

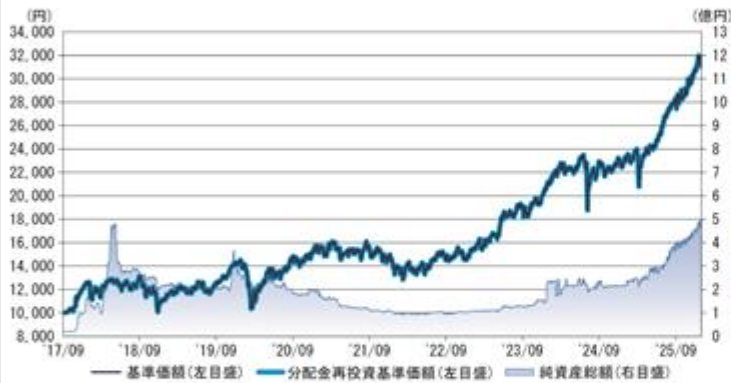
(参考情報)

運用実績（2026年1月30日現在）

## 運用実績

運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
最新の運用実績は、表紙に記載のTORANOTEC投信投資顧問のホームページでご確認いただけます。

### 基準価額・純資産の推移（2017年9月29日～2026年1月30日）



※基準価額はファンド1万口当たりの金額です。  
※基準価額は、信託報酬控除後です。  
※分配金再投資基準価額は税引前の分配金を再投資したものと計算しています。

### 分配の推移

決算日	分配金
第4期 2021年7月20日	0円
第5期 2022年7月20日	0円
第6期 2023年7月20日	0円
第7期 2024年7月22日	0円
第8期 2025年7月22日	0円
設定来累計	0円

※分配金は、1万口当たり、税引前の値を記載しています。

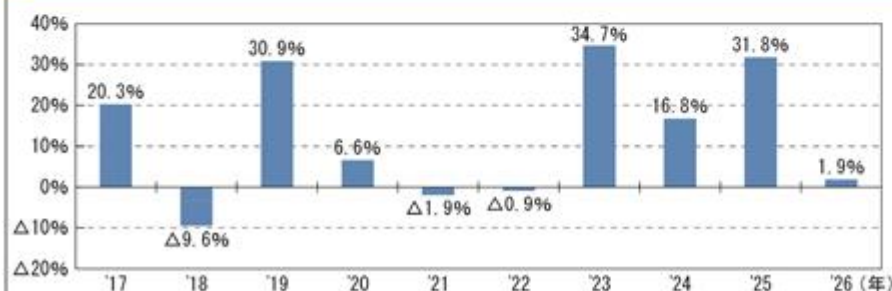
### 主要な資産の状況（2026年1月30日現在）

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	402,934,100	87.71
現金・預金・その他資産(負債控除後)	56,446,482	12.29
合計(純資産総額)	459,380,582	100.00

組入上位10銘柄			組入上位10業種		
順位	銘柄	投資比率(%)	順位	業種	投資比率(%)
1	リタケ	4.14	1	情報・通信業	9.94
2	サンフロンティア不動産	3.62	2	化学	9.65
3	スカパーJSATホールディングス	3.25	3	卸売業	7.93
4	共和レザー	2.96	4	小売業	7.10
5	MORESCO	2.88	5	サービス業	5.49
6	クイック	2.84	6	機械	5.09
7	東京エネシス	2.79	7	不動産業	4.61
8	コーア商事ホールディングス	2.74	8	ガラス・土石製品	4.60
9	わらべや日洋ホールディングス	2.62	9	その他製品	4.57
10	藤倉コンポジット	2.47	10	建設業	4.33

※投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。 ※投資比率は、純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

### 年間収益率の推移



※2017年は設定日9月29日から12月末日までの収益率を表示しています。

※2026年は年初から1月末日までの収益率を表示しています。

※当ファンドにベンチマーク（運用する際の基準となる指標）はありません。

## 第2【管理及び運営】

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### < 訂正前 >

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および約款第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会の規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

なお、基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問い合わせください。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます  
基準価額は、前日以前のものとなります。

##### < 訂正後 >

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および約款第25条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会の規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

なお、基準価額は、毎営業日に算出されますので、販売会社または委託会社照会先にお問い合わせください。

基準価額は、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、お問い合わせいただけます  
基準価額は、前日以前のものとなります。

### 第3【ファンドの経理状況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

#### 1【財務諸表】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第284条、第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（2025年7月23日から2026年1月22日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

## 【中間財務諸表】

## 【TORANOTEC アクティブジャパン】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前計算期間末 2025年 7月22日現在	当中間計算期間末 2026年 1月22日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	754,956	557,397
コール・ローン	56,130,266	84,302,792
株式	241,583,900	407,055,900
未収配当金	845,300	384,000
未収利息	676	1,593
流動資産合計	299,315,098	492,301,682
資産合計	299,315,098	492,301,682
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	4,459,048	26,914,277
未払受託者報酬	41,586	855
未払委託者報酬	1,068,928	21,967
その他未払費用	138,759	2,852
流動負債合計	5,708,321	26,939,951
負債合計	5,708,321	26,939,951
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	116,003,407	146,109,053
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	177,603,370	319,252,678
（分配準備積立金）	19,152,686	3,164,423
元本等合計	293,606,777	465,361,731
純資産合計	293,606,777	465,361,731
負債純資産合計	299,315,098	492,301,682

## （ 2 ） 【 中間損益及び剰余金計算書 】

（ 単位：円 ）

	前中間計算期間 自 2024年 7月23日 至 2025年 1月22日	当中間計算期間 自 2025年 7月23日 至 2026年 1月22日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	2,634,200	4,230,050
受取利息	36,084	196,410
有価証券売買等損益	5,754,348	85,038,252
その他収益	235	360
営業収益合計	3,083,829	89,465,072
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	35,567	64,932
委託者報酬	914,411	1,668,247
その他費用	118,692	216,592
営業費用合計	1,068,670	1,949,771
営業利益又は営業損失（ ）	4,152,499	87,515,301
経常利益又は経常損失（ ）	4,152,499	87,515,301
中間純利益又は中間純損失（ ）	4,152,499	87,515,301
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	6,823,311	40,446,920
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	136,641,745	177,603,370
剰余金増加額又は欠損金減少額	118,294,367	500,257,486
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	118,294,367	500,257,486
剰余金減少額又は欠損金増加額	137,017,091	405,676,559
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	137,017,091	405,676,559
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	120,589,833	319,252,678

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額または予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

## (中間貸借対照表に関する注記)

項目	前計算期間末 2025年 7月22日現在	当中間計算期間末 2026年 1月22日現在
1. 投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	106,234,756円	116,003,407円
期中追加設定元本額	286,814,280円	271,192,179円
期中一部解約元本額	277,045,629円	241,086,533円
2. 受益権の総数	116,003,407口	146,109,053口
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.5310円 (25,310円)	3.1850円 (31,850円)

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2025年 7月22日現在	当中間計算期間末 2026年 1月22日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## (デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

原届出書「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

## 【純資産額計算書】

2026年1月30日

資産総額	493,246,188円
負債総額	33,865,606円
純資産総額（ - ）	459,380,582円
発行済口数	147,383,957口
1口当たり純資産額（ / ）	3.1169円
（1万口当たり純資産額）	（31,169円）

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

##### (1) 資本金の額（2025年7月31日現在）

現在の資本金の額	1億円
会社が発行する株式総数	100,000株
発行済株式総数	23,372株

最近5年間における主な資本金の額の増減は以下の通りです。

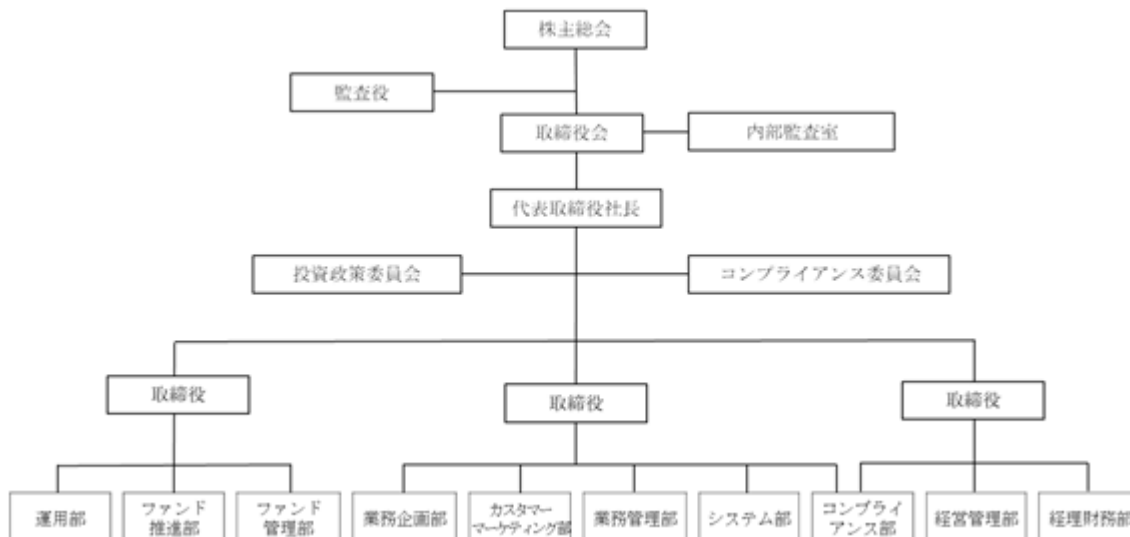
2023年3月27日 資本金 1億円に減資

##### (2) 委託会社の機構（2025年7月31日現在）

会社の意思決定機構

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社の業務に関する重要事項を決定します。

(組織図)



(略)

< 訂正後 >

##### (1) 資本金の額（2026年1月30日現在）

現在の資本金の額	1億円
会社が発行する株式総数	100,000株
発行済株式総数	23,372株

最近5年間における主な資本金の額の増減は以下の通りです。

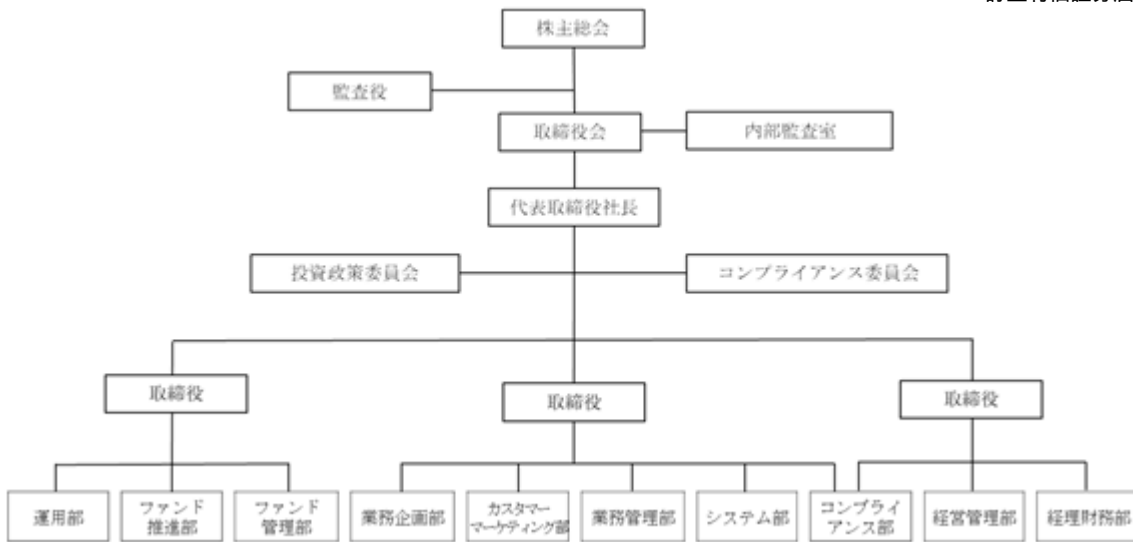
2023年3月27日 資本金 1億円に減資

##### (2) 委託会社の機構（2026年1月30日現在）

会社の意思決定機構

取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社の業務に関する重要事項を決定します。

(組織図)



(略)

## 2【事業の内容及び営業の概況】

### <更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務、第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用する証券投資信託は2026年1月30日現在、次の通りです。ただし、親投資信託を除きます。

種類	本数	純資産総額 [百万円]
追加型株式投資信託	6	9,633
単位型株式投資信託	10	20,773
合計	16	30,407

### 3【委託会社等の経理状況】

原届出書「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきましては、以下の記載内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

1. 委託会社であるTORANOTEC 投信投資顧問株式会社（以下、「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期事業年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 ( 2024年 3 月31日 )		当事業年度 ( 2025年 3 月31日 )	
		金額 ( 千円 )		金額 ( 千円 )	
( 資産の部 )					
流動資産					
現金及び預金			84,356		131,715
直販顧客分別金信託			3,065		2,483
未収委託者報酬			37,816		34,294
未収収益			2,272		736
前払費用			5,068		7,819
立替金	1		53,498		29,354
預け金			1,074		5,289
未収入金	1		7,971		7,584
未収消費税等			5,535		
流動資産計			200,659		219,278
固定資産					
有形固定資産					
建物		1,299			
減価償却累計額		36			
減損損失累計額		1,262			
工具、器具及び備品		1,426		1,426	
減価償却累計額		134		134	
減損損失累計額		1,292		1,292	
有形固定資産計					
投資その他の資産					
投資有価証券					16,171
差入保証金			1,250		1,250
投資その他の資産計			1,250		17,421
固定資産計			1,250		17,421
資産合計			201,909		236,699

		前事業年度 (2024年3月31日)		当事業年度 (2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
未払金					
未払手数料			19,317		17,375
その他未払金	1		46,131		56,463
未払費用			3,463		1,793
未払法人税等			290		290
未払消費税等					12,316
預り金			34,016		32,512
流動負債計			103,218		120,751
固定負債					
退職給付引当金			30,812		38,274
繰延税金負債					56
資産除去債務			5,474		
固定負債計			36,287		38,330
負債合計			139,505		159,082
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			100,000		100,000
資本剰余金					
その他資本剰余金		2,099		2,099	
資本剰余金合計			2,099		2,099
利益剰余金					
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		39,696		24,594	
利益剰余金合計			39,696		24,594
株主資本合計			62,403		77,505
評価・換算差額等					
その他有価証券					
評価差額金				112	
評価・換算差額等合計					112
純資産合計			62,403		77,617
負債純資産合計			201,909		236,699

## ( 2 ) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
営業収益					
委託者報酬		211,333		205,539	
運用受託報酬		5,769		1,909	
その他営業収益		247,302		235,199	
営業収益計			464,405		442,647
営業費用					
支払手数料	1	251,515		151,001	
広告宣伝費		28,470		2,037	
受益証券発行費		907		885	
調査費					
調査費		43,405		9,586	
委託調査費		1,402		1,578	
委託計算費		59,516		37,741	
営業雑経費					
通信費		19,255		7,082	
協会費		735		789	
諸会費		784		909	
その他営業雑経費		28,561		36,203	
営業費用計			434,554		247,815
一般管理費					
給料					
役員報酬		36,150		37,650	
給料・手当		179,520		111,046	
賞与		2,685			
交際費		211		172	
旅費交通費		860		576	
租税公課		50		69	
不動産賃借料		36,725		35,411	
諸経費		98,202		104,551	
一般管理費計			354,406		289,477
営業損失			324,555		94,645

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業外収益			
受取利息	1	0	528
雑収入		258	37
営業外収益計		259	566
営業外費用			
雑損失			529
営業外費用計			529
経常損失		324,296	94,608
特別利益			
受贈益	1	310,000	110,000
特別利益計		310,000	110,000
特別損失			
減損損失	2	6,300	
特別損失計		6,300	
税引前当期純利益又は 純損失( )		20,596	15,391
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額		290	290
法人税等合計額		290	290
当期純利益又は純損失( )		20,886	15,101

## ( 3 ) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	100,000	2,099	2,099	18,810	18,810
事業年度中の変動額					
当期純利益又は純損失( )	-	-	-	20,886	20,886
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	20,886	20,886
当期末残高	100,000	2,099	2,099	39,696	39,696

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	83,289	-	-	83,289
事業年度中の変動額				
当期純利益又は純損失( )	20,886	-	-	20,886
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	20,886	-	-	20,886
当期末残高	62,403	-	-	62,403

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	100,000	2,099	2,099	39,696	39,696
事業年度中の変動額					
当期純利益又は純損失( )	-	-	-	15,101	15,101
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	15,101	15,101
当期末残高	100,000	2,099	2,099	24,594	24,594

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	62,403	-	-	62,403
事業年度中の変動額				
当期純利益又は純損失( )	15,101	-	-	15,101
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	-	112	112	112
事業年度中の変動額合計	15,101	112	112	15,214
当期末残高	77,505	112	112	77,617

## 注記事項

## （重要な会計方針）

項目	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1．資産の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。</p>
2．固定資産の減価償却の方法	<p>有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物 8～15年 工具、器具及び備品 4～10年</p>
3．引当金の計上基準	<p>退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る事業年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p>
4．重要な収益の計上基準	<p>当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。</p> <p>(1)トラノコ・サービス トラノコ・アプリを介して投資口座を開設し、投資運用サービスを提供しております。サービスの提供を通じて得られる収益に関して、主に投資口座の利用者より履行義務を充足した当月中に固定月額料金が入金され、入金された時点において収益を認識しております。</p> <p>(2)投資信託（委託）業 投資信託契約に基づき投資信託に関する投信委託サービスを提供し、投資信託の運用資産残高（以下「AUM」）に応じて投信委託者報酬を受領しております。サービス提供の対価として得られる投信委託者報酬は、各投資信託のAUMに固定料率を乗じて毎日計算され、当月中に月次で収益を認識しております。投信委託者報酬は6ヶ月ごとに投資信託財産から受領しております。</p>

## （貸借対照表関係）

（単位：千円）

前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
1 関係会社項目 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。	1 関係会社項目 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は次のとおりであります。
立替金 51,918	立替金 27,948
未収入金 6,215	未収入金 6,395
その他未払金 5,631	その他未払金 5,271

## （損益計算書関係）

（単位：千円）

前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）	当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
1 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。	1 関係会社項目 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。
親会社へのシステム利用料 56,741	親会社へのシステム利用料 55,256
親会社からの受贈益 310,000	親会社からの受贈益 110,000
	親会社からの受取利息 480
2 減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。	2 減損損失 該当ありません。
用途 種類 場所 新NISA対応 ソフトウェア仮 東京都港区 勘定	
上記資産については、収益性の低下により投資額の回収が見込めないため、減損損失を認識するものであります。	
その内訳は、ソフトウェア仮勘定6,300千円であります。	
原則として単一の事業であるため、全体の事業用資産を単一の資産としてグルーピングしております。	
なお、事業用資産については、回収可能価額を使用価値により測定しておりますが、回収可能性が認められないため、その帳簿価額を零まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。	

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	23,372			23,372

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	23,372			23,372

## （リース取引関係）

## 1. ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引  
該当ありません。

## 2. オペレーティング・リース取引（借主側）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。事業計画に照らして、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定して行っております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

顧客資産を分別管理するための直販顧客分別金信託は、信託銀行において分別保全されており、「信託法」その他関係法令等により規制されているため信用リスクは極めて軽微であります。証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているため信用リスクは極めて軽微であります。営業債権である未収収益、立替金、預け金、前払費用については、取引先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、シードマネーとして短期的に保有する投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料、その他未払金、未払費用、預り金は、1年以内の支払期日であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場価格の変動リスク（投資信託の基準価額変動リスク）の管理

保有する投資有価証券は当社が運用している投資信託であり、基準価額に影響を与える市況や主要投資対象の価格動向を毎月モニタリングし、大きな下落リスクの回避を図っております。

## 2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-3項を適用した投資信託及び第24-16項を適用した組合出資金等は、保有しておりません。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

### (1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2024年3月31日）

該当ありません。

当事業年度（2025年3月31日）

区分	貸借対照表計上額（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託		16,171		16,171

### (2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、立替金、預り金、未払手数料、その他未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、重要性の乏しいものについても、記載を省略しております。

#### (注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

### (有価証券関係)

#### 1. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

該当ありません。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託	16,171	16,001	169
小計	16,171	16,001	169
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	-	-	-
小計	-	-	-
合計	16,171	16,001	169

2. 事業年度中に売却したその他有価証券  
該当ありません。

（退職給付関係）

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、内部積立型の確定給付制度（退職一時金制度）を採用しております。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。なお、当社が有する退職一時金制度は、自己都合退職金要支給額を基に計算した簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

## 2. 簡便法を適用した確定給付制度

## (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

前事業年度 （自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）		当事業年度 （自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）	
退職給付引当金の期首残高	29,544	退職給付引当金の期首残高	30,812
退職給付費用	1,268	退職給付費用	10,321
退職給付の支払額		退職給付の支払額	2,860
退職給付引当金の期末残高	30,812	退職給付引当金の期末残高	38,274

## (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2024年3月31日）	当事業年度 （2025年3月31日）
積立型制度の退職給付債務 年金資産		
非積立型制度の退職給付債務	30,812	38,274
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	30,812	38,274
退職給付引当金	30,812	38,274
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	30,812	38,274

## 3. 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 1,268千円 当事業年度 10,321千円

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
(繰延税金資産)		
繰越欠損金(注)2	1,337,819	1,389,235
退職給付引当金	10,346	13,177
減損損失	2,226	1,912
資産除去債務	1,838	
その他	132	111
繰延税金資産 小計	1,352,364	1,404,437
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	1,337,819	1,389,235
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	14,544	15,201
評価性引当額 小計(注)1	1,352,364	1,404,437
繰延税金資産 合計		
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金		56
繰延税金負債 合計		56
繰延税金資産(負債)の純額		56

(注)1 繰延税金資産から控除された額(評価性引当額)が52,073千円増加しております。当該変動の主な要因は、税務上の繰越欠損金の増加によるものです。

(注)2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金( )	14,191	31,372	101,939		133,976	1,056,339	1,337,819
評価性引当額	14,191	31,372	101,939		133,976	1,056,339	1,337,819
繰延税金資産							

( ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金( )	32,167	104,519		137,367	202,966	912,214	1,389,235
評価性引当額	32,167	104,519		137,367	202,966	912,214	1,389,235
繰延税金資産							

( ) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率 (調整)	( )	33.58%
交際費等永久に損金に算入されない項目		1.15%
受贈益の益金不算入		239.99%
住民税均等割		1.88%
評価性引当額の増減額		113.05%
繰越欠損金の期限切れ		92.20%
その他		
税効果会計適用後の法人税等の負担率		1.88%

( ) 前事業年度は税引前当期純損失を計上しているため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.58%から34.43%に変更し計算しております。

なお、この税率変更による当事業年度の財務諸表へ与える影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

1. 当該資産除去債務の概要

本社オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

貸主と合意した原状回復負担金に関する契約に基づいて計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

期首残高	増加	減少	期末残高
5,474			5,474

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

期首残高	増加	減少	期末残高
5,474		5,474	

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載の通りであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項(重要な会計方針)4. 重要な収益の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

＜セグメント情報＞

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

＜関連情報＞

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	トラノコ・サービス	投信委託者報酬	その他	合計
外部顧客からの収益	236,497	211,333	16,574	464,405

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
GSA学生寮ファンド（投資信託）	60,268

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	トラノコ・サービス	投信委託者報酬	その他	合計
外部顧客からの収益	234,989	205,539	2,119	442,647

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
GSA学生寮ファンド（投資信託）	56,472

&lt; 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 &gt;

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

&lt; 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 &gt;

該当事項はありません。

&lt; 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 &gt;

該当事項はありません。

## （関連当事者情報）

前事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

## 1．関連当事者との取引

（ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	TORANOTEC株式会社	東京都港区	100,000	フィンテック	被所有 100%	資金援助	寄付金の受取 (注2)	310,000	-	-
						基幹システム提供	システム利用料の支払 (注3)	56,741	その他未払金	5,121
						ポイント加算に関する業務提携	広告宣伝費の支払 (注4)	6,430	その他未払金	509
							ポイント投資代金の受取 (注5)	69,200	未収入金	6,215
						経費の立替	経費の立替 (注6)	55,941	立替金	51,918
						経費の被立替	経費の被立替 (注7)	31,535	その他未払金	-
						役員の兼任				

## 取引条件および取引条件の決定方針等

(注1)： 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)： 当社の資金計画に基づき、両社協議の上、必要な資金援助を受けております。

(注3)： システム利用料については、ユーザー数により算定し、決定しております。

(注4)： 広告宣伝費については、ポイント付与数により算定し、決定しております。

(注5)： ポイント投資代金については、ポイント付与数により算定し、決定しております。

(注6)： 情報機器関連費等について立て替えた実費を受け取っております。

(注7)： 家賃、広告費について親会社から実費の立て替えを受けております。

## 2．親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

TORANOTEC株式会社（未上場）

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	TORANOTEC株式会社	東京都港区	100,000	フィンテック	被所有 100%	資金援助	寄付金の受取 (注2)	110,000	-	-
						基幹システム提供	システム利用料の支払 (注3)	55,256	その他未払金	5,015
						ポイント加算に関する業務提携	広告宣伝費の支払 (注4)	3,477	その他未払金	256
							ポイント投資代金の受取 (注5)	65,141	未収入金	6,395
						経費の立替	経費の立替 (注6)	151,282	立替金	27,948
						経費の被立替	経費の被立替 (注7)	32,143	その他未払金	-
						資金貸借	貸付及び回収(注8) 金利受取(注8)	65,000 480	短期貸付金 受取利息	- 480
						役員の兼任				

## 取引条件および取引条件の決定方針等

- (注1)： 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2)： 当社の資金計画に基づき、両社協議の上、必要な資金援助を受けております。
- (注3)： システム利用料については、ユーザー数により算定し、決定しております。
- (注4)： 広告宣伝費については、ポイント付与数により算定し、決定しております。
- (注5)： ポイント投資代金については、ポイント付与数により算定し、決定しております。
- (注6)： グループの支払い及び費用負担方針に基づき、一般管理費について立て替えた実費を受け取っております。
- (注7)： グループの支払い方針に基づき、家賃、資産除去債務の支払について実費の立て替えを受けております。
- (注8)： グループの資金計画に基づき、両社協議の上、期間・金利等の貸借条件を決定しております。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

TORANOTEC 株式会社（未上場）

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額 2,670円01銭	1株当たり純資産額 3,320円97銭
1株当たり当期純損失金額 893円64銭	1株当たり当期純利益金額 646円14銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益(又は純損失( ))金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益又は純損失( )(千円)	20,886	15,101
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は純損失( )(千円)	20,866	15,101
普通株式の期中平均株式数(株)	23,372	23,372

## (重要な後発事象)

## &lt;親会社からの資金援助&gt;

当社は、親会社であるTORANOTEC株式会社より2025年4月1日以降に30,000千円の寄付金による資金援助を受けております。

## &lt;親会社における資金調達について&gt;

当社の親会社であるTORANOTEC株式会社は、2025年4月30日開催の取締役会の決議により、TORANOTEC株式会社及び当社の財務基盤の強化及びグループの運転資金の調達を目的として株式会社スマートプラスクレジットから99,000千円の借入（固定金利、返済期限2026年6月1日、元利均等返済方式、有担保）を行いました。

## &lt;親会社における新株発行について&gt;

2025年9月16日開催の取締役会及び2025年9月24日開催の臨時株主総会の決議により、第三者割当増資による新株（E種優先株式 総額499,912千円）を発行し、2025年10月3日及び10月31日に払い込みが完了しました。

## &lt;投資有価証券の売却及び短期借入について&gt;

当社は、2025年5月30日開催の取締役会の決議により、当社の代表取締役に当社保有の投資有価証券を評価額である16,171千円で譲渡しました。

また、同氏から2025年7月28日開催の取締役会の決議により、20,000千円の借入（無利息、返済期限2025年10月28日、期末一括返済方式、無担保。2025年10月23日に全額返済）及び2025年8月26日開催の取締役会の決議により、50,000千円の借入（無利息、返済期限2027年3月31日、分割返済方式、無担保）を行いました。

1. 委託会社であるTORANOTEC 投信投資顧問株式会社(以下「委託会社」という)の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
2. 中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2 第1項に基づき、第28期事業年度に係る中間会計期間(2025年4月1日から2025年9月30日まで)の中間財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

## (1)中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2025年9月30日)
区分	注記 番号	
(資産の部)		
流動資産		
現金及び預金	1	47,886
直販顧客分別金信託		8,466
未収委託者報酬		54,362
未収収益		1,293
前払費用		5,202
立替金		185,746
預け金		3,754
未収入金		6,109
流動資産合計		312,821
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品		1,426
減価償却累計額		134
減損損失累計額		1,292
有形固定資産合計		-
投資その他の資産		
差入保証金		1,250
投資その他の資産合計		1,250
固定資産合計		1,250
資産合計		314,071

(単位：千円)

		当中間会計期間 (2025年9月30日)
区分	注記 番号	
(負債の部)		
流動負債		
短期借入金		70,000
未払金		
未払手数料		27,953
その他未払金		50,914
未払費用		2,913
未払法人税等		145
未払消費税等	2	5,397
預り金		54,128
流動負債合計		211,452
固定負債		
退職給付引当金		37,354
固定負債合計		37,354
負債合計		248,807
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		100,000
資本剰余金		
その他資本剰余金		2,099
資本剰余金合計		2,099
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		36,835
利益剰余金合計		36,835
株主資本合計		65,264
純資産合計		65,264
負債純資産合計		314,071

## (2)中間損益計算書

(単位：千円)

		当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
区分	注記 番号	
営業収益		245,656
営業費用		129,176
一般管理費		128,565
営業損失( )		12,085
営業外収益	1	70
営業外費用		241
経常損失( )		12,257
特別利益	2	169
税引前中間純損失( )		12,087
法人税、住民税及び事業税		152
法人税等調整額		-
中間純損失( )		12,240

## (3)中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	100,000	2,099	2,099	24,594	24,594
当中間期変動額					
中間純損失( )	-	-	-	12,240	12,240
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当中間期変動額合計	-	-	-	12,240	12,240
当中間期末残高	100,000	2,099	2,099	36,835	36,835

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	77,505	112	112	77,617
当中間期変動額				
中間純損失( )	12,240	-	-	12,240
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	-	112	112	112
当中間期変動額合計	12,240	112	112	12,353
当中間期末残高	65,264	-	-	65,264

## 注記事項

## （重要な会計方針）

1．固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりです。 工具、器具及び備品 4～10年
2．引当金の計上基準	退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。 退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
3．重要な収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1)トラノコ・サービス トラノコ・アプリを介して投資口座を開設し、投資運用サービスを提供しております。サービスの提供を通じて得られる収益に関して、主に投資口座の利用者より履行義務を充足した当月中に固定月額料金が入金され、入金された時点において収益を認識しております。 (2)投資信託（委託）業 投資信託契約に基づき投資信託に関する投信委託サービスを提供し、投資信託の運用資産残高（以下「AUM」）に応じて投信委託者報酬を受領しております。サービス提供の対価として得られる投信委託者報酬は、各投資信託のAUMに固定料率を乗じて毎日計算され、当月中に月次で収益を認識しております。投信委託者報酬は6ヶ月ごとに投資信託財産から受領しております。

## （中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 (2025年9月30日)
<p>1．担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。 現金及び預金 842千円 親会社における借入に対して、当社預金の一部を担保に供しております。</p> <p>2．消費税等の取り扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。</p>

## （中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日)
<p>1．営業外収益の主要項目は、次の通りであります。 受取利息 70千円</p> <p>2．特別利益の主要項目は、次の通りであります。 投資有価証券売却益 169千円</p>

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	23,372	-	-	23,372

（金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

当中間会計期間（2025年9月30日）

現金及び預金、未収委託者報酬、立替金、短期借入金及び預り金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、重要性の乏しいものについても、記載を省略しております。

（収益認識関係）

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」に記載の通りであります。

2．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 3．重要な収益の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報等）

<セグメント情報>

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当社は資産運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

<関連情報>

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	トラノコサービス	投信委託者報酬	その他	合計
外部顧客からの収益	120,304	122,216	3,135	245,656

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益
GSA学生寮ファンド（投資信託）	25,987

<報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報>

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

## &lt; 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 &gt;

当中間会計期間（自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日）

該当事項はありません。

## &lt; 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 &gt;

当中間会計期間（自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日）

該当事項はありません。

## （ 1株当たり情報）

1株当たり純資産額並びに1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

## &lt; 1株当たり純資産額 &gt;

当中間会計期間 (2025年 9月30日)	
1株当たり純資産額	2,792円43銭

## &lt; 1株当たり中間純損失 &gt;

当中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)	
1株当たり中間純損失	523円72銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式は存在しないため、記載しておりません。	

## （注）1株当たり中間純損失算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 2025年 4月 1日 至 2025年 9月30日)
中間純損失（千円）	12,240
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純損失（千円）	12,240
普通株式の期中平均株式数（株）	23,372

## （重要な後発事象）

## &lt; 親会社からの資金援助 &gt;

当社は、親会社であるTORANOTEC株式会社より2025年10月1日以降に34,000千円の寄付金による資金援助を受けております。

## &lt; 親会社における新株発行について &gt;

当社の親会社であるTORANOTEC株式会社は、2025年9月16日開催の取締役会及び2025年9月24日開催の臨時株主総会の決議により、第三者割当増資による新株（E種優先株式 総額499,912千円）を発行し、2025年10月3日及び10月31日に払い込みが完了しました。

また、2026年4月9日開催の取締役会及び2026年4月17日開催の臨時株主総会において、第三者割当増資による新株（F種優先株式 総額500,000千円）の発行を決議し、同日付で投資契約書の締結が承認されました。

## 第2【その他の関係法人の概況】

&lt; 訂正前 &gt;

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
株式会社りそな銀行	2,799億円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2025年3月31日現在

## &lt; 再信託受託会社の概要 &gt;

名称 : 株式会社日本カストディ銀行

資本金の額 : 510億円（2025年3月31日現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

## (2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
楽天証券株式会社	19,495百万円 <sup>1</sup>	金融商品取引業
株式会社SBI証券	54,323百万円 <sup>2</sup>	金融商品取引業
松井証券株式会社	11,945百万円 <sup>1</sup>	金融商品取引業
香川証券株式会社	555百万円 <sup>2</sup>	金融商品取引業
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196百万円 <sup>1</sup>	金融商品取引業

1 2025年6月30日現在

2 2025年3月31日現在

当ファンドの委託会社であるTORANOTEC投信投資顧問株式会社は、販売会社としての役割も有しております。なお、今後販売会社が追加される可能性があります。

&lt; 訂正後 &gt;

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
株式会社りそな銀行	2,799億円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2025年9月30日現在

## &lt; 再信託受託会社の概要 &gt;

名称 : 株式会社日本カストディ銀行

資本金の額 : 510億円（2025年9月30日現在）

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（株式会社日本カストディ銀行）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

(a) 名称	(b) 資本金の額	(c) 事業の内容
楽天証券株式会社	19,495百万円 <sup>1</sup>	金融商品取引業
株式会社SBI証券	54,323百万円 <sup>2</sup>	金融商品取引業
松井証券株式会社	11,945百万円 <sup>1</sup>	金融商品取引業
香川証券株式会社	555百万円 <sup>3</sup>	金融商品取引業
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196百万円 <sup>1</sup>	金融商品取引業

1 2025年12月31日現在

2 2025年 9月30日現在

3 2025年 3月31日現在

当ファンドの委託会社であるTORANOTEC投信投資顧問株式会社は、販売会社としての役割も有しております。なお、今後販売会社が追加される可能性があります。

## 独立監査人の中間監査報告書

2026年3月27日

TORANOTEC投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 増田 美千子

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているTORANOTECアクティブジャパンの2025年7月23日から2026年1月22日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、TORANOTECアクティブジャパンの2026年1月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年7月23日から2026年1月22日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、TORANOTEC投信投資顧問株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

ファンドの2025年7月22日をもって終了した前計算期間の中間計算期間（2024年7月23日から2025年1月22日まで）に係る中間財務諸表は、前任監査人によって中間監査が実施されている。前任監査人は、当該中間財務諸表に対して2025年3月28日付けで有用な情報を表示している旨の意見を表明している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

TORANOTEC投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

**独立監査人の監査報告書**

2026年 1月19日

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辰 巳 幸 久指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹 内 知 明**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているTORANOTEC 投信投資顧問株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、TORANOTEC 投信投資顧問株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**強調事項**

- 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は親会社であるTORANOTEC 株式会社より寄付金による資金援助を受けている。
- 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社の親会社であるTORANOTEC 株式会社は、2025年4月30日開催の取締役会の決議により、株式会社スマートプラスクレジットから借入を行っている。
- 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社の親会社であるTORANOTEC 株式会社は、2025年9月16日開催の取締役会及び2025年9月24日開催の臨時株主総会の決議により、第三者割当増資によるE種優先株式を発行し、2025年10月3日及び2025年10月31日に払い込みが完了している。
- 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2025年5月30日開催の取締役会の決議により、代表取締役に会社保有の投資有価証券を譲渡している。また、同氏から2025年7月28日開催の取締役会の決議により、借入を行い、2025年10月23日に全額返済している。また、同氏から2025年8月26日開催の取締役会の決議により、借入を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

**独立監査人の中間監査報告書**

2026年4月21日

TORANOTEC 投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 辰 巳 幸 久指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹 内 知 明**中間監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているTORANOTEC投信投資顧問株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、TORANOTEC投信投資顧問株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

**中間監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**強調事項**

1. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は親会社であるTORANOTEC株式会社より寄付金による資金援助を受けている。
2. 注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社の親会社であるTORANOTEC株式会社は、2025年9月16日開催の取締役会及び2025年9月24日開催の臨時株主総会の決議により、第三者割当増資によるE種優先株式を発行し、2025年10月3日及び2025年10月31日に払い込みが完了している。また、2026年4月9日開催の取締役会及び2026年4月17日開催の臨時株主総会の決議により、第三者割当増資によるF種優先株式の発行を決議し、同日付で投資契約書の締結が承認されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。